

盛岡カーリング協会規約

第1章 総則

第1条(名称) この協会は、盛岡カーリング協会といい、外国に対しては THE MORIOKA CURLING ASSOCIATION(略称 MCA) という。

第2条(事務局) この協会は、事務局を岩手県盛岡市本宮字 48 に置く。

第2章 目的

第3条(目的) この協会は、盛岡広域圏におけるカーリング界を統括し、代表する団体として、カーリング競技の普及及び振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第3章 会員及び会費

第4条(入会) 本協会へ入会を希望するものは、所定の入会申込書および入会金 1,000 円を事務局に提出し、理事会の承認を経て入会することができる。

第5条(会員の種別) この協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員 盛岡カーリングクラブ会員のうち、公益社団法人日本カーリング協会に競技者登録する者

(2) 学生会員 盛岡カーリングクラブ会員で登録時において義務教育の児童生徒、高校生、大学生(短大も含む。大学院生は含まない)、専門学校生のうち、公益社団法人日本カーリング協会に競技者登録する者

(3) 名誉会員 この協会に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者

第6条(会費) 会員は別に定める年会費を納めるものとする。名誉会員、顧問は会費を納めることを要しない。既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第7条(退会) 会員が退会したい場合は、別に定める書式に記載の上、事務局に届け出なければならない。事務局は理事長の了解のもとに理事会に上程し、理事会の承認を得て退会できる。8月31日までに届け出がなされた場合は、当該年度の年会費を免除する。

第8条(区分変更、休会および復会) 会員が会員区分を変更したり、休会したい

場合は、別に定める書式に記載の上、事務局に届け出なければならない。事務局は理事長の了解のもとに理事会に上程し、理事会の承認を得て区分変更・休会できる。8月31日までに届け出がない場合は、当該年度の年会費は免除しない。また復会に関しても同様に、別に定める書式に記載の上、事務局に届け出なければならない。事務局は理事長の了解のもとに理事会に上程し、理事会の承認を得て復会できる。復会の際には当該年度の年会費を納めることを有する。第9条(除名)次の各号に該当する時は、総会の議決を経て会長がこれを除名する。滞納した会費は全額請求する。

(1)本協会の名誉を傷つけたとき、または本協会の目的に違反する行為があったとき。

(2)会費を2年以上滞納したとき。

(3)本協会に退会等の連絡がなく、また当該会員と連絡が取れない場合、当該会員を除名することがある。

第4章 役員等

第10条(役員) この協会には次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 監事 2名

(4) 理事長 1名

(5) 副理事長 1名

(6) 理事 5名以上20人以下(専門委員長理事、経験者理事を含む)

(7) 事務局長 1名

(8) 事務局次長 若干名

(9) 会計 若干名

(10) 理事会が必要と認めた場合、本会の会員でないものから、理事として推薦する事ができ、総会の議決を経て会長がこれを任命する事ができる。

第11条(役員を選任) 役員を選任は、次の通り行うものとする。

(1)全役員は会員の中から、総会において選任する。

第12条(役員職務) 役員職務は次の通りとする。

(1)会長は本協会を代表し、会務を統括する。

(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

- (3) 監事は会務の執行及び会計を監査する。
- (4) 理事長は会長の命を受け会務を執行する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (6) 理事は理事長・副理事長を補佐し、会務を分掌する。
- (7) 専門委員長理事については第 23 条 6 項に定めている通りとする。
- (8) 経験者理事は改選前年度本協会登録チームからそれぞれ 1 名推薦を受けたものとする。

第 13 条(会長専決) 会長は、円滑な会務運営のため、遅滞なく判断を下さなければならぬ状況下にあつては、副会長並びに理事長と協議の上、最終的に協会の意思を決定することができる。

第 14 条(専決の制限) 会長は専決することができる事項であっても、以下のいずれかに該当するときは、専決することができない。

- (1) 判断を下さねばならぬ事項に関して、既に紛争が生じている場合。
- (2) 判断を下すことによって、他の協会や競技団体との間に紛争を生じる恐れがある場合。

第 15 条(専決の報告) 会長は第 12 条の規定により専決したときは、当該専決した事案について、直近の会議に報告しなければならない。

第 16 条(役員任期) 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第 17 条(顧問) 本協会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- (2) 顧問任期は 2 年とし、再任は妨げない。

第 5 章 会議

第 18 条(総会) 総会は会員をもって構成する。

- (1) 総会は会長がこれを招集する。
- (2) 総会の議長は理事の中からこれを選任する。
- (3) 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- (4) 総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を要する。
- (5) 総会は次の事項を議決する。

①各役員を選任

②予算および決算に関する事項

③事業計画および事業報告に関する事項

④その他、本協会の運営に関して必要な事項

第 19 条(役員会) 役員会は第 10 条に定めた役員をもって構成する。

- (1) 役員会は会長がこれを招集する。
- (2) 役員会は理事会を包含する。
- (3) 役員会の議長は理事長又は理事長が指名したものがこれを務める。
- (4) 役員会は出席役員をもって成立するものとする。
- (5) 役員会の審議事項は、総会の審議内容、その他会務に関して必要とされたものとする。

第 20 条(理事会) 理事会は必要に応じて開催する。

- (1) 理事会は理事長がこれを招集する。
- (2) 理事会の議長は理事長又は理事長が指名したものがこれを務める。
- (3) 理事会は出席理事をもって成立するものとする。
- (4) 理事会は本協会の運営に関する具体的事項の方針を決定する。

第 6 章 専門委員会

第 21 条(専門委員会の設置) 本協会の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

第 22 条(専門委員会の種類) 次の 5 つの専門委員会をおき、所管事項の立案審議をする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技・強化委員会
- (3) 指導普及・広報委員会
- (4) 医科学委員会
- (5) アイスメイク研究部会

第 23 条(臨時委員会) 事業遂行に必要があると認められる場合理事会の承認を得て、時限を定め臨時の委員会を設けることができる。

第 24 条(委員会の役員) 各専門委員会の委員長は、会長が委嘱する。

- (1) 各専門委員は前年度本協会登録チームからそれぞれ推薦を受けたものとする。
- (2) 所属チームのないもので、自薦により専門委員となろうとするものは、理事会の承認を受けてこれを会長が委嘱することができる。

- (3) 各種公認資格を持つ者は、その高い専門性を有意義に活用するため、各専門委員会の委員に会長が委嘱することができる。
- (4) 委員の兼任は必要に応じてこれを妨げない。
- (5) 各専門委員会の委員数は委員長を含む 50 名以内とする。
- (6) 各専門委員会の委員長は岩手県カーリング協会の各専門委員を兼ねる。
- (7) 各専門委員会には、互選により副委員長をおく。
- (8) 各専門委員会の委員長は本協会の理事を兼ねる。
- (9) 各専門委員会は当該年度内に 2 回以上会議を行い、その議事録を遅滞なく事務局に提出する。
- (10) 委員の任期は、規約第 16 条の規定を準用する。

第 25 条(総務委員会) 総務委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 本協会主催・主管業務の運営に関すること。
- (3) 各専門委員会との連絡・調整に関すること。
- (4) 規約、その他規程に関すること。
- (5) 基本財政、予算及び決算に関すること。
- (6) 会計及び各専門委員会の収支に関すること。

第 26 条(競技・強化委員会) 競技・強化委員会は次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 本協会の主催、主管の競技会に関すること。
- (2) 競技会の助言、指導に関すること。
- (3) 競技施設、用具に関すること。
- (4) 競技規則に関すること。
- (5) 審判に関すること。
- (6) 上位競技会への選手選考、派遣に関すること。
- (7) 選手の強化、競技力向上に関すること。
- (8) 競技・強化委員会内に審判部会を設置し、公認審判員としての知識・技術の向上に努める。

第 27 条(指導普及・広報委員会) 指導普及・広報委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 指導普及に関する各種行事の開催。
- (2) カーリング競技の技術の指導、調査、研究、宣伝に関すること。

- (3) 競技施設、用具に関すること。
- (4) 指導者の育成に関すること。
- (5) 競技人口の拡大に関すること。
- (6) 指導普及・広報委員会内に公認指導者部会を設置し、公認指導員としての知識・技術の向上に努める。

第 28 条(医科学委員会) 医科学委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) ドーピング検査と認定に関すること。
- (2) アンチ・ドーピングの啓蒙に関すること。
- (3) スポーツ医学に関すること。
- (4) その他アンチ・ドーピングに関すること。

第 28 条(アイスメイク研究部会) アイスメイク研究部会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 本協会主催・主管の競技会および講習会でのアイスメイク。
- (2) より良いアイスメイクに関する研究。
- (3) 他協会とのアイスメイクに関する連携。

第 7 章 事務局

第 29 条(事務局) 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- (1) 事務局長は会長が理事の中から理事会の承認を得て指命し、総会において選任する。
- (2) 事務局長は事務局を統括する。
- (3) 事務局次長は事務局長を補佐する。

第 30 条(事務局の役割)

- (1) 事業の進捗を管理すること。
- (2) 会員満足度向上や事業中の事故防止対策、組織運営に関わる人材育成に関すること。
- (3) 会員ニーズを把握して適切な目標設定を行い、事業を効果的に運営すること。
- (4) 多様な資金源（会費、事業収入、寄付金等）から、バランスよく資金を調達すること。
- (5) 日常の業務を管理すること。
- (6) 行政や他団体などの外部と連携を図り、本協会の目標を達成すること。

第 8 章 会計

第 31 条(会計) 本協会は、会計業務を円滑にするために会計を置く。

(1) 会計は会長が理事の中から理事会の承認を得て委嘱する。

第 32 条(会計年度) 本協会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

第 33 条(収入) 本協会の経費は次の収入でまかなう。

(1) 年会費は次の額とする。

1 一般会員:12,000 円

2 学生会員:大学生(短大も含む。大学院生は含まない);8,000 円

高校生:6,000 円

義務教育の児童生徒:4,000 円

(2) 寄付金および補助金

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

附則

1 この規約は、平成 16 年 11 月 24 日の協会設立から施行する。

2 平成 16 年度(初年度)については、設立した日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

3 この規約は、平成 18 年 5 月 27 日から施行する。

4 この規約は、平成 19 年 7 月 28 日から施行する。

5 この規約は、平成 21 年 8 月 22 日から施行する。

6 この規約は、平成 22 年 8 月 21 日から施行する。

7 この規約は、平成 24 年 9 月 7 日から施行する。

8 この規約は、平成 25 年 8 月 17 日から施行する。

9 この規約は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

10 この規約は、平成 27 年 7 月 25 日から施行する。